

「旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免や給与、勤務時間、服務などを公表します。

1 職員の任免と職員数

市では、本格的な少子・高齢社会の到来、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化している中、適正な職員配置と効率的な執行体制を確立するため「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に取り組んでいます。

これまで策定した「第1次定員適正化計画(平成17年度～21年度)」「第2次定員適正化計画(平成22年度～26年

度)」「第3次定員適正化計画(平成27年度～令和元年度)」では、いずれも計画に掲げた目標を上回り、平成17年度の合併以降、183人(21.5%)の職員数を削減しました。

今後は令和元年度に策定した第4次定員適正化計画に基づいて、市民サービスの向上を図りながら、適正な職員数の維持に努めていきます。

(1) 第4次定員適正化計画の進捗状況

各年度の4月1日現在

区分	目標	職員数(実績)		増減
	令和2～6年度	令和元年度(基準年)	令和3年度(2年目)	
一般行政部門	▲5人	427人	421人	▲6人
特別行政部門	▲4人	180人	181人	1人
公営企業等部門	▲1人	61人	54人	▲7人
合計	▲10人	668人	656人	▲12人

注 職員数は、一部事務組合などへの派遣職員を含みます。

(2) 職員の採用と退職者

区分	令和3年度採用者数	令和2年度中退職者数
市長部局等	16人	26人
消防	4人	5人
合計	20人	31人

注 市長部局等は議会、教育委員会、監査委員、農業委員会の事務局を含みます。採用者数は令和3年4月1日付けの採用人数です。

(3) 非常勤職員数の状況

令和3年4月1日現在

区分	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	フルタイム会計年度任用職員
市長部局等	36人	1人	32人
消防	1人	0人	0人
合計	37人	1人	32人

(4) 一般行政職の級別職員数

令和3年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	副主査・主任主事	主査	副主幹	副課長	課長	
職員数	34人	49人	74人	66人	55人	26人	24人	328人
構成比	10.4%	14.9%	22.6%	20.1%	16.8%	7.9%	7.3%	-

注 一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職などに該当しない職員をいいます。標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 給与

(1) 普通会計決算額

区分	令和2年度
歳出総額	455億7,646万円
うち人件費	57億3,099万円
人件費率	12.6%

注 人件費には、特別職(市長、副市長、市議会議員など)、非常勤職員に支給される給料・報酬などを含みます。国民健康保険事業会計(施設勘定)、介護保険事業会計、公営企業会計(水道・下水道・農業集落排水)は除きます。

(2) 職員給与費の状況

区分	令和2年度
給料	23億4,683万円
職員手当	3億6,062万円
期末・勤勉手当	9億886万円
合計	36億1,630万円

注 職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当などの各種手当をいいます。期末・勤勉手当とは、民間会社のいわゆるボーナスです。会計年度任用職員は除きます。

(3) 特別職の報酬など

令和3年度

区分	報酬月額	期末手当
市長	774,000円	6月期 2.225月分 12月期 2.075月分 計 4.3月分
副市長	640,000円	
教育長	600,000円	計 4.3月分
議長	395,000円	
副議長	365,000円	
議員	340,000円	

注 期末手当には一般職と同様の加算措置があります。

(4) 職員給与の内容

令和3年度

区分	内容																	
毎月決まって支給	給料	職務の種類と内容に応じて給料表に定める額																
	扶養手当	配偶者/6,500円 子/10,000円 父母など/6,500円 ※16歳から22歳までの子1人5,000円加算																
	地域手当	医師である職員に対して、給料、扶養手当、管理職手当の10%を支給																
	住居手当	借家について、家賃(16,000円を超える場合に限り)の額に応じて28,000円を限度に支給																
	通勤手当	電車、バスを利用する場合/定期代など全額支給 乗用車などを使用する場合/使用距離に応じて2,000円～38,400円を支給																
	管理職手当	管理職の職務に応じて定額支給																
実績に応じて支給	時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ勤務した職員(管理職除く)に対し支給																
	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難、特殊な勤務に従事した場合支給 ※行旅死人取扱手当、行旅病人取扱手当、防疫等作業手当、診療業務手当、火災出場手当、救急出場手当、救助隊危険業務手当、災害出場手当																
	夜間勤務手当	正規の勤務時間が夜間(午後10時～午前5時)に当たる職員に対し支給																
	宿日直手当	宿日直業務に従事した職員に対し1回につき4,400円支給																
臨時に支給	期末・勤勉手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.275月分</td> <td>0.95月分</td> <td>2.225月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.125月分</td> <td>0.95月分</td> <td>2.075月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.4月分</td> <td>1.90月分</td> <td>4.3月分</td> </tr> </tbody> </table> 職務の級などによる加算措置/有		期末手当	勤勉手当	計	6月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分	12月期	1.125月分	0.95月分	2.075月分	計	2.4月分	1.90月分	4.3月分
		期末手当	勤勉手当	計														
6月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分															
12月期	1.125月分	0.95月分	2.075月分															
計	2.4月分	1.90月分	4.3月分															
退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己都合</th> <th>勤奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695月分</td> <td>24.586875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395月分</td> <td>33.27075月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575月分</td> <td>47.709月分</td> </tr> </tbody> </table> そのほかの加算措置/有		自己都合	勤奨・定年	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分					
	自己都合	勤奨・定年																
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分																
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分																
勤続35年	39.7575月分	47.709月分																

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額

令和3年4月1日現在

職種	旭市			千葉県		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.1歳	312,917円	370,932円	40.4歳	305,251円	409,890円
技能労務職	51.3歳	292,243円	308,687円	53.3歳	304,686円	363,931円
消防職	38.9歳	298,601円	348,111円	-	-	-
福祉職	37.2歳	269,518円	301,735円	-	-	-

注 給与月額とは、月々支給される給料と諸手当(期末・勤勉手当などを除く全ての手当)の合計をいいます。

(6) 職員の初任給

令和3年4月1日現在

職種	旭市	千葉県
一般行政職	大学卒	188,700円
	高校卒	154,900円
消防職	高校卒	154,900円
福祉職	短大卒	168,900円

3 勤務時間

(1) 勤務時間の状況

令和3年4月1日現在

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

4 分限・懲戒処分

(1) 分限・懲戒処分の状況

令和2年度

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
市長部局等	-	10人	-	-	-	-	1人	-
消防	-	2人	-	-	-	-	-	-
合計	-	12人	-	-	-	-	1人	-

注 「分限処分」とは職員が職務を十分に果たせないことについて行う処分です。

「懲戒処分」とは職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

5 服務

(1) 年次休暇の状況

令和2年度

区分	平均取得日数
市長部局等	9.2日
消防	9.1日

(2) 育児休業等の状況

令和2年度

区分	育児休業取得者			部分休業取得者		
	男	女	計	男	女	計
市長部局等	1人(1人)	25人(12人)	26人(13人)	1人(1人)	3人(2人)	4人(3人)
消防	1人(1人)	-	1人(1人)	-	1人(0人)	1人(0人)
合計	2人(2人)	25人(12人)	27人(14人)	1人(1人)	4人(2人)	5人(3人)

注 ()は令和2年度新たに取得した人数。地方公務員の育児休業等に関する法律により、3歳に満たない子を養育する職員は育児休業を、小学校就学前の子を養育する職員は部分休業(1日2時間まで)をいずれも無給で取得することができます。

6 研修と人事評価

(1) 職員研修の状況

職員の能力向上のため、東総地区広域市町村圏事務組合や千葉県自治研修センターなどの研修に職員を派遣したほか、市主催による研修を実施しています。

(2) 人事評価の状況

地方公務員法に基づく人事評価に相当するものとして、職務を遂行する中で発揮した能力や、あらかじめ設定した業務目標の達成度を基に評価を行うことを基本とし、評価だけではなく組織マネジメントや人材育成への活用を目指した人事考課制度を実施しています。

7 福利厚生

(1) 共済制度

職員の生活の安定と福祉向上のため、健康保険や年金業務を行う千葉県市町村職員共済組合に加入しています。

(2) 職員互助会

職員の福利厚生のため、職員体育大会助成、職員組合共催事業助成などを行っています。

区分	会員掛金	市助成金
令和2年度決算額	12,234,389円	0円

(3) 健康管理

職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病を早期に発見するために、定期健康診断やストレスチェックなどを実施しました。

(4) 公務災害認定件数

令和2年度

区分	認定件数
市長部局等	2件
消防	3件
合計	5件

8 そのほか

(1) 次世代育成支援特定事業主行動計画の実施状況

職員の仕事と子育ての両立を支援するため、子育て支援に関する制度の周知や、出産・育児のための休暇などの取得促進、時間外勤務時間の縮減などに取り組んでいます。

(2) 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍推進に取り組んでいます。

(3) 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例に基づき、営利企業などに再就職した課長職以上の退職者に、届け出を義務付けています。令和2年度の届け出はありませんでした。

(4) 勤務条件に関する措置の要求状況

職員は地方公務員法により給与・勤務時間、そのほかの勤務条件について、公平委員会に対して、当局から適当な措置が執られるべきことを要求することができます。令和2年度の要求はありませんでした。

(5) 不利益処分についての不服申し立ての状況

懲戒など意に反する不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。令和2年度の申し立てはありませんでした。

問い合わせ先

総務課職員班 ☎62-5368